

平成18年 第4回定例会一般質問

議長 本田 哲也君

5番、川上議員の一般質問を許します。5番、川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

5番、川上議員です。一般質問を行います。

まず、増税に伴う住民負担の増大について伺います。

ことしの7月に行った、日本共産党の行った町民アンケートには、前回の2倍を超える回答が寄せられました。回答には、切実な要求や意見がびっしりと書いてありました。特に、「生活が苦しくなったか」の問いには83%の方が「苦しくなった」と回答し、住民の生活が大変になっている実態が浮き彫りになりました。負担が大きいものは税金、国保料、医療費、介護保険料となっており、国の社会保障の切り捨てが、住民生活を悪化させている最大の原因となっています。

特に、高齢者には、昨年からの年金生活世帯などの所得税が増税され、今年度からはさらに住民税が増税となっています。町から住民税の納税通知が送付されると、「税額が6,900円から3万6,300円になった」、「昨年に比べ5倍以上になった、間違いではないのか」、あるいは、「これでは暮らしが成り立たない」という住民の増税に驚きの声と怒りの声が上がりました。これは、自民党、公明党の政府が行った定率減税の半減、老齢者控除の廃止などが原因です。収入はふえないばかりか、6月の年金はマイナス0.3%の物価スライドで減っているのに、税の計算上だけ所得がふえたことにされ、税金が何倍にもふえています。計算上の所得や住民税がふえれば、それに連動して、国保料や介護保険料も負担増になります。介護保険料は3年に1度の見直しで大幅に引き上げられており、二重の負担増になります。ほかに、公営住宅家賃、介護サービス利用者負担、老人医療の窓口負担などにも影響が及びます。増税のやり方にも、高齢者に十分な説明もなく、極めて乱暴なものです。しかも、今後、定率減税の廃止や税のフラット化、高齢者医療制度の創設など、果てしない負担増が押しつけられようとしています。これらは、高齢者が耐える限度をはるかに超えているものと言わなければなりません。こうした中で、地方自治体が、住民の生活を守る役割を果たすかが問われています。

そこで、次の点を伺います。

平成18年の町民税の影響額見込み、人数、金額はどのくらいになるのか、定率減税の削減による影響額見込み、老齢者控除廃止による影響額見込み、公的年金等控除額の改定による影響額見込み、生計同一の妻の均等割課税の開始による影響額見込み、控除対象者、配偶者に対する配偶者特別控除の廃止による影響額見込み、2、平成19年度に予定されている定率減税の全廃、税のフラット化などが行われると、当町ではどのくらいの影響が予想されるのか、3、これらの住民負担を軽減する対策はどのように考えているのか。

次に、教育問題について伺います。

まず、参議院で審議されている教育基本法改定についてです。

現在の教育基本法は、過去の戦争の深い反省に立ってつくられた、憲法の平和、人権尊重、民主主義の理想を実現しようとの決意から、教育の力に待つとして制定されたものです。政府は、改定理由に「時代の要請に応えるため」と述べていますが、国民が解決を願っている現在の子どもをめぐるといじめや学力低下などさまざまな問題は、教育基本法の民主主義的な理念を棚上げにし、子どもたちに競争と管理の教育を押しつけたところにあります。政府は、国会に提出した改定案の重大な問題は、教育の目標として、国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、その達成を、学校や教職員、子どもたちに義務づけていることです。愛国心などを強制することは、憲法が保障した内心の自由を踏みにじるものです。また、海外で戦争をする国づくりという憲法改定の動きと一体のものです。

さらに、改定案は、第10条で「教育は、この法律及び他の法の定めるところにより行われる」とし、第17条で教育振興基本計画をつくることにしています。これは、現在の教育基本法が禁止している教育への国家介入の歯どめをなくし、国の中央教育、政府の教育への無制限な介入支配に道を開くものです。

国の中央教育審議会は、この教育基本法に、子どもたちを競争に追い立て、国民的批判で抽出された全国学力テストを制度化することを上げています。このような教育基本法の改定は、芦屋町の子どもたちにも大きな影響を及ぼすものです。政府の改定案について教育委員会の見解を伺います。

次に、この法改定を先取りして、来年4月24日には、全国一斉学力テストの実施が計画されています。全国一斉テストはやめるべきと考えますが、どう考えるのか伺います。

最後に、福岡県は国に先駆けて、一斉学力テストを一昨年から行っています。麻生知事が所属している地方分権研究会教育部会、福岡、鳥取、岩手、和歌山県で行われているものです。このテストでの意義と目的をお伺いします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

税務課長 池田 隆君

それではお答えいたします。

件名1の要旨1、いわゆる住民税改正に伴う、いわゆる18年度の影響は幾らぐらいあるのかというふうなご質問だと思いますけども、一応17年度の課税状況の調査から、町民税の概略の見込みを出しております。

18年度分では、定率減税削減の影響については、人数は6,045人で、影響額の見込みは約2,800万円、老年者控除廃止による影響見込みは474人で約530万円、公的年金等控除の改定による影響見込みは404人で約850万円、生計同一の妻のいわゆる均等割課税の廃止による影響見込みは931人で約140万円、控除対象配偶者に対する配偶者特別控除の廃止による影響見込みでございますが、この分は、17年度から既に廃止になっておりますけれども、1,692人で約2,100万円でございます。

次に、要旨の2点目で、平成19年度に定率減税の廃止が行われると税収はどうかということでございますが、19年度に予定されております定率減税の全廃、この分につきましてはただいま予算の策定中ではございますが、予定としましては、約、定率減税だけでは2,900万円程度の増加が見込まれるのではないかとこのように考えております。

次に、要旨の3の住民負担の軽減をどう考えるのかということでございますが、この税法改正に関しての住民負担の増ということに対しての減免等の軽減というものは、特には考えておりません。ただ、現在、条例の減免規定の範囲の中で、一応対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

学務課長。

学務課長 北村 敬君

まず、教育問題について、教育基本法の地方の教育委員会の見解ということでございます。

現在、国の段階では衆議院を通過をいたしております。さらに、議論が尽くされると承知をいたしております。この法に対して賛成、反対、多くの議論があることから、今後、国の動向を注意深く見守ると同時に、県の動きも注視しながら、適切に判断していきたいと思っております。

2点目の、来年4月24日に行われます全国のテストでございますが、対象は、小学校は6年生で国語、算数、中学校は3年生で国語、数学の2科目で実施される予定でございます。文部科学省の見解では、学校の序列化や過度の競争が生じないよう十分配慮されていることから、芦屋町でも実施することになると思います。

3点目です。4県テストでございますが、先ほど川上議員は鳥取というふうに言われましたけど、これ、宮城県だというふうになっております。4県は、福岡、宮城、岩手、和歌山の4県でございます。同一問題のテストを、小学校は5年生で国語、算数、理科、社会の4科目、中学校は2年生で実施しまして、国語、数学、理科、社会、英語の5科目で、先月の23日に既に実施をいたしました。このテストの分析結果は、来年の2月下旬に予定をされています。

芦屋町の子供の学力のレベルが、この4県の中でどの程度の位置にあるのかということ、また、

どの教科の正答率が低いのかというような、それぞれ実態を把握することができるのと同時に、今後の学習指導の改善や学力向上の施策等の企画立案に生かすことを目的に、芦屋町としては、この4県統一の学力テストに参加をしておるところでございます。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

5番、川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

それでは、増税問題の方からお伺いいたします。

今の答弁によりますと、平成18年度の方でも、17年に行った控除対象配偶者に対する配偶者控除、特別控除の廃止、これを含めて大体6,500万ぐらいになりますけど、こういった増税になっているし、平成19年度分においても2,000数百万という、そういった新たな増税が高齢者、住民に課せられると、そういったことだと思いたしますが、例えば、こういった増税がされた中で、高齢者の実態がどういったふうになっているかということ、いろいろ税の計算ですから難しい部分もありますが、年収、年金収入が250万、こういった方だと、こういった税金を引いていくと220万円という実態になります。年金収入が280万だと、大体240万円ぐらいの収入ということになります。現在の生活保護費65歳から70歳未満の2人世帯の場合、これは生活費と扶助費、住宅扶助が入るわけですけど、こういった中で年間215万円の支給がされているという状況です。といいますと、年金生活者250万の方だと、いろんなローンとか、そういった部分、それから、医療費、そういった部分を入れますと、生活保護世帯よりか低い水準の生活を余儀なくされるという、こういったのが、今度の税制改正の中で起こった実態です。

そういった点では、これ以上の増税が、やはり高齢者の生活を破壊することになります。私は、町長にお伺いしますが、こういった高齢者の生活を守っていくために、やはり、これから高齢者が増え負担にならないように増税の凍結、こういったことを全国町村会とか、そういったところを通じて国に要請すべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

言われている趣旨は十分わかります。今言われているように格差社会、富める人と貧しい方の格差がどんどん広がっていると。自治体でも、そうであります。経費の削減をして、小さな自治体はどんどん.....仕事は逆にどんどんふえています。いろんな介護の問題、再来年からは高齢者の介護保険、75歳以上の方の国保とは別に、そういう仕事も、要するに町村から職員を出さないということで、今、そういうお話はしておりますが、そういうことで、仕事どんどんふえな

がら、お金はどんどん減されるということで、町村でも、ほんとに四苦八苦な状況であります。そういうことで、全国で白旗揚げて、もう万歳をしているところ随分あるわけではありますが、言われる趣旨はよく理解できます。

ですから、ただ町村会で取り上げてというよりも、町村会としては、今、そういう地方に対する、そういう交付金なり、現状に付していただければ、うちでも四、五億の金ができると、全面的には手当できませんが、そういうことを今一生懸命に今要望しています。

ただ、もう、これも地方分権の中で削減されることは間違いない形、もう現実削減をされておりますし、我々の立場としては大変苦しいわけでありませうけれども、言われてることは十分理解できます。

ただ、この税法に対して、直ちに、この税法がどうだこうだという議論には、なかなか、ここは立法府じゃないものですから、国会議員を通じて、そういうお話はしていくべきじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

5番、川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

そういった点では、ぜひ、郡内の町長会とか、そういった部分でも、この問題を、福岡県の添田町の町長が全国町村会の会長でもありますので、ぜひ町村会でも取り上げていただいて、国に、今の高齢者の実態を把握していただいて、そういったところの軽減措置をとるよう働きかけていただきたいと思います。

先ほど、税務課の方から一定の税収が入るというふうに、税額が上がるというふうに言われましたが、ただ、税額は上がっていても、そしたら、それが町の収入になるかと言えば、そうはならないのが今の現実です。この税額が上がることによって、今度は国からの交付税、それから、国庫負担金、そういったところが削減されて、町としてはなかなか厳しさは変わらないような状況が続くわけですが、ただ問題は、やっぱり、それによって高齢者は、さらに、確かに町も苦しいのですが、高齢者はさらに苦しい実態が生まれてきます。そういった点では、この税収によって、確かにいろんな点、交付税とか国庫負担金が削減されて、厳しい状況は変わらないんですけど、その基準財政収入額は、法定普通税の見込み額、これの75%というふうになっております。それと、地方贈与税ということで、税収見込み額の75%ということは、残りの25%は留保財源で自主的に使えるという、こういった措置がとられています。ですから、私は、こういった高齢者の中から吸い上げたお金は、町でから、その分だけが入ってきてる部分があったら、これはやはり高齢者ですとか、町の施策に福祉を充実させるとか、そういったところに還元すべ

きだと思ってます。そういった点では、先ほど言われました軽減措置はとらない、そういったことを言われましたが、やはり、今の国の軽減措置だけではなく、町独自の軽減措置を考えることはできないかと、再度お伺いいたします。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

じゃ、私の方から答弁させていただきます。

先ほども申し上げているように、本当に言われてることについては理解できますし、弱者の方は、この厳しい中で、景気がいい、景気がいいと言いながら、ほんとに弱者の方々、末端まで、この好景気の感触はないわけでありますから、よく理解できます。

ただ、先ほどから申し上げておるように、今議員もご指摘のように、税収がふえれば、その分だけまた逆に交付税が差し替えられるということで、大変厳しい状況であります。

ただ、今担当課長が申し上げました、今の救える中でのことを申し上げました。ですから、私に今何ができるかということでありますけれども、やはりどうしてもやっていけない方につきましては、我々としてもできる限りのことは考えなきゃいけないとは考えておりますが、何分にも、申し上げたように、うちの方の財政も厳しいわけでありますから、その財政を見ながら、どこまでできるかということについては、十分執行部の方で勉強させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

ぜひ、高齢者の負担軽減のために知恵と力を発揮していただきたいと思います。

それで、先ほど1回目の質問の中でも言いましたように、これは住民税の引き上げにより、その他の負担も雪だるま式に負担増ということになります。今まで住民税非課税やった方が、収入が変わらないのに課税対象になるという、そういったことが起こる中で、例えば国保料とか、介護保険料とか、医療費負担とか、公営住宅の家賃、こういったことに影響が生じることは間違いないことだというふうに思いますが、こういった、今まで以上に高齢者に負担がかかる中、やっぱり先ほど課長が言いましたように、国の減免制度とか、そういったものもありますが、そういった減免制度の適正な受給ができるように、また、制度の広報とか、周知や充実に心がけ、総合的な窓口を設置して、1人でも軽減を受けるように、最大限の努力を払うべきじゃないかというふうに思います。

例えば、障がい者控除とか、それから、寡婦控除、それから、医療費控除、こういった手続をされてない高齢者の方もまだいると思います。そういった点では、こういった方々が受給できるようにすべき窓口、そういったものをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長 本田 哲也君

税務課長。

税務課長 池田 隆君

申しわけありません、今ちょっと意味がはっきりわからなかったんですが、いわゆる、そういう税の控除を受ける専用窓口をつくれということでしょうか。ちょっと専用窓口とはどういうのがちょっと私も今すぐに想像ができませんが、いわゆる障がい者あるいは寡婦、そういう控除がありますよというふうなことは申告書の案内の中でも触れております。

また、窓口でも、一応、控除はどういうものがありますかというふうなことで、本人の申告聞いて、申告を受け付けるようにしております。寡婦とかいうのは、お年寄り、単身の方とかおられますので、なかなか直接的に、ご主人がどうされましたかと聞きにくい面もありますので、その辺はちょっと用紙を見せたりとかいうふうな工夫をして、そういうものを把握していきたいというふうに、昨年から、そういうふうな指導はしておりますので、今後も、そういうふうな形の中と、あるいは、お年寄りの負担について、お年寄りだけじゃございませんが、納税相談の日というのを年に2回ほど今はつくっております。そういう中でも、いろんなことを相談していただければいいかというふうに思っております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

今でも、その税務課の窓口とか、そういったところで相談をするという、そういったことがあってるかと思いますが、やはり高齢者ですので、なかなか税の中身とかわからないとか、また、例えば障がい者控除とか、そういったいろんな控除、それも税の窓口だけじゃなくて、今度は福祉課に行ってくださいよとか、住民課に行ってくださいとか、そういったふうになっていって、なかなか高齢者が対応できない部分というのもあると思いますので、そういった点では、一つの窓口でそういった相談もすべて乗ってくれて、わかりやすく節税対策とか、そういったものをしてくれる窓口、また、高齢者にとっては年金が少なくて生活できないという問題なんかも出てくると思いますので、そういった生活設計を含めた広範な対応ができるように窓口をつくって、高齢者に対応すべきではないかというふうに言ってるわけですが、いろんな町でも、そういった柔軟な対応で、ただ一つの税務課とか、住宅やなくて、高齢者にとってわかりやすいよ

うな窓口をつくるという、そういった工夫をされております。そういった点では、芦屋町でも、こういったことについて考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 本田 哲也君

助役。

助役 安高 直彦君

ただいま川上議員が言われる趣旨はよくわかるわけですが、高齢者支援係とか、いろんな制度的な部分は、高齢者の全般的な横の連携をとりながら、いろんな制度等は対応しております。

しかしながら、税制上の問題だとか、いわゆる住民の方のすべて、高齢者の方のすべてに対応できるようなものというのは、これはなかなか一つのところで対応するというのは非常に難しいのではないかと思います。ただ、この問題については、関係課でお互いにそういうものの連携をとれば、十分そういったものに対応できるのではないかと思います。そういったすべて、そりゃ、サービス面では非常に結構なことだと思いますが、この辺については今すぐ実行できるかどうかというのは、私どもも検討課題とさせてもらいたいと思いますが、ちょっと今の状況下では難しいかなとは思っております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

ぜひ、連携して、そういったところに対応できる窓口を設置していただきたいというふうに思ってます。

今後、この高齢者に対する増税や負担増は3力年間続きます。ますます高齢者の生活が厳しくなるものと考えられます。町民の暮らしを守る防波堤としての自治体の役割は重要であり、その責任を果たすことが、やはり自治体として強く求められております。

前回、障害者自立支援法の軽減策とか、そういった部分も求めましたが、なかなか町は財政的に厳しいと、そういったことも言われてました。今度、この隣の北九州市では、障害者自立支援法に対する軽減措置を、市独自のを打ち出すという、そういったことを行ってます。

全国的に見ても、現在では20数%の自治体が、そういった障がい者に対する独自の支援を打ち出しています。そういった点では、芦屋町も住民生活に格差がないように、ぜひ行政としても、そういったことを念頭に置いて、行っていかれたいということ要望して、この質問を終わります。

続いて、教育基本法の問題について伺います。

これは、国会で審議されておる状況ですが、改定案が通過するとか、そういったふうな最終局

面、予断できないような状況になってます。幾ら国会の論議とってみましても、先ほども言いましたように、この教育基本法によってそれぞれの自治体の教育も決まってくるわけです。そういった点では、自治体としても、この教育基本法についての、改定についての論議についてどういった考え方を持っているのか、また、どうなるのかということをも十分審議しなければいけないというふうに私思います。

それで、今度の教育基本法、どこがどう変わるかということをもひとつ伺いしていきたいというふうに思ってます。

まず、教育基本法の前文に、「我らはさきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである。」というふうにあります。これは、戦争を二度としない、世界の平和と福祉を守っていく、そういった人間を育てなければいけないと、そして、育てる、一番根本的になるのは教育なんだと。だから、教育に力を注ごうという、そういったことを宣言したものです。そしてまた、「我らは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の形成を期するとともに、普遍的に、しかも、個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない」と、これも真理は平和を希求していく人間をつくるということを高らかにうたってるわけなんですけど、改定案の中では、この「教育に待つ」という言葉が削除されて、憲法と教育基本法との関係を切断しようという、そういった意図が伺えます。

また、「真理と平和を希求する」という、これは憲法でもうたってあることですが、これは「真理と正義を希求する」という言葉に変更してます。これは、正義という言葉自体も悪い言葉ではないというふうには思いますが、ただ、この間の侵略戦争というのが、大国の正義の名において行われてきたというふうに見えるわけです。やはり、この平和を正義に置きかえるということ自体は、やはり大変危険なことだと思いますが、そういった点では、どういったふうなお考えをお持ちでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

今、るる川上議員さんが改正の要点のところを、特に前文にかかわってご説明されましたけれども、私たちが知ってる範囲では、現行の普遍的な理念は大切にしながらということがあります。したがって、現行の教育の目的のところ「人格の完成」だとか、「国家社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を」ということが、これはのっかっておりません。したがって、この目的に沿うように、私たち義務教育に携わる者としては粛々と教育を続けていこう、このように思っております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

確かに、1条では「教育は人格の完成を目指す」という、そういった基本的なところは守られています。ただ、この前文においても、この後に「日本国憲法の精神にのっとり」というふうには言葉があります。ただ、この前文のこういったところを削ることによって、日本国憲法の精神というものの自体がもうずたずたにされておるとい点があります。そういった点では、これを「大日本国憲法の精神にのっとり」と置きかえても変わらないような状況ですので、やっぱり、そういった点はぜひ指摘しておきたいというふうに思ってます。

それと、1条については、先ほども言いましたように、確かに「人格の完成」という言葉を残して基本的なところは守ってますが、「平和的国家及び社会的犠牲者として、個人の価値を尊び、自主精神を満ちた」という、そういった文言は排除してます。そういった点では、一つ後退してるんじゃないかなというふうに思ってます。

問題は、第2条の問題です。第2条では、政府の改定案には、基本法に新たな第2条をつくって、教育の目標として国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、その目標の達成を学校や教職員、子どもたちに義務づけようとしています。そのことは、改定案の第5条義務教育でも、第6条の学校教育でも、さらに具体的に明記されてます。ここに上げられている徳目、それ自体は、当然のことにように思えるかもわかりませんが、問題は、それを法律に書き込み、政府が強制することが許されるのかどうか、ここにあると思います。法律の中に、教育の目標として些細な徳目を書き込み、国を愛する態度を養うなどとして、その達成が義務づけられ、学校で具体的な態度が評価されるようになったらどうなるのかと、時々政府の意思によって特定の内容の価値観が子どもたちに強制され、子どもたちのやわらかい心が、政府がつくる特定の鑄型にはめ込まれてしまうことになります。これが、憲法9条が保障した、思想内心良心の自由を踏みにじることになるということは、私は明らかなと思います。

当然、子どもたちが市民道徳を養うための教育を重視し、そして、これを行うことは必要です。しかし、市民道徳は、憲法と教育基本法の平和的、民主的の原則の中からおのずと導き出されるものであると思います。そして、人格の完成を目指す教育の自主的な営みを通じて養われるべきだと私は思います。市民道徳は、法律によって義務づけられ、強制されるべきものではないと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長 本田 哲也君

学務課長。

学務課長 北村 敬君

第1回目の質問でご答弁させていただきましたように、まだ、これ、国会、参議院でも論議が尽くされるだろうと思います。私どもは、やはり、その辺のところを注意深く経緯を見守るということで、決して、……個人的な見解ですけれども、内心の自由を損なうというようなことはあってはならないことだろうとは思いますが、具体的な答弁については、この場では差し控えさせていただきますたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

ぜひ、内心の自由を侵すことのないよう、町の教育行政の中でも、その点は守っていただきたいというふうに思ってます。

それで、町の教育行政に関係すれば、やはり10条の改定というのが大きな問題になってきます。これ、10条には、教育行政は1項で「教育は不当な支配に屈することなく、国民全体に対して直接責任を負われるべきものである。」というふうになっております。それで、2項では「教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な条件の整備確立を目標としなければいけない。」といったふうにしてます。これは、戦前の国家による教育支配を反省して、国が教育内容に口出しすることを抑えて、学級テストとか学校の整備など条件整備をすることを教育行政の任務としていることにありますが、改定案では、1項の「国民全体の責任を負う」ということを削除して、この法律及び他の法律の定めるところに行われるものであるとして、新設の教育振興基本計画をこの中で教育内容を定めることができるようにして、法律で教育内容を自由に定めることができる、こういったふうにしてます。行政権力による教育支配に、これを前提に、時の政府が教育支配をすべて決め、しかも、それは法律をつくらなくて、国会の報告だけでするという、こういった規定になってます。国が教育を行うという、こういったことを公然として憲法が定める国民の教育権を事実上否定しているという、こういった状況にあります。不当な支配というのは、これは、国であっても、政府とか、議会とか、国会とか、そういったところが決めたことであっても、これが不当な支配になるということは明らかです。それは、戦前、国が国定教科書をつくり、軍国主義教育を進めていった、これ自体もやはり不当な支配ということで認識されてます。そういった点では、この教育行政の改定については十分論議をしていくべきだというふうに思いますが、そういった点では、今まさに、十分な審議もない中で教育基本法の改定案が成立させられようというふうにしてますが、そういった点では、十分な審議を行うということ前提にすべきだというふうに思いますが、その点ではいかがでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

まさにおっしゃるとおり、十分に審議をしていただきたい、思っております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

なかなか国会で論議されるような内容ですが、しかし、これも、やはり芦屋町も教育行政に携わっているということでは、私、この教育基本法を、やっぱり教育の中心に据えることは、やっぱり絶対に必要なことだと思えます。

特に、教育長も言われましたように、教育の目的は人格の完成であるという、私はこれが一番、この教育基本法の中心点にあるというふうに思ってます。

そういった点で、この教育基本法が、今度の国会の中でも十分な論議をされ、国民の中でも認識された中で施行されるべきだというふうに思ってますので、そういったことを申し述べて、次の質問に移りたいというふうに思ってます。

今、教育基本法の論議をしたわけなんですけど、そういった中で、今度は具体的に芦屋町の学校教育でどういったことを行っているか、そういったこと提起してるわけなんですけど、まず最初に、この学力に関する質問をする前に、私としての考え方をやっぱり述べたいと思えます。

一つは、現在芦屋町では学力向上フロンティアスクール授業、また、開かれた教育を目指しオープンスクールや研究発表、そしてまた、教育シンポジウムなど積極的に取り組んでおられます。子どもの学力を向上させるということは、これは、親のやはり切実な願いです。そういった点では、学力向上のために尽力されている教育行政関係者、また、学校の先生方に深く敬意を表するものです。それと同時に、先ほども言いましたように、教育基本法にもあるように、教育の目的は人格の完成を目指すという、これがあります。その立場から懸念される点、そういった点を質問していきたいと思ってます。

まず最初に、全国学力テストの問題です。答弁ですと、全国学力テスト、小学校6年生の国語、算数、そして、中学校3年生の国語、数学、これが全児童、全生徒を対象に行われているということですが、これが行われた場合、集計とか体制、そういった部分はどこが管理するようになるのでしょうか。わかりますか。

議長 本田 哲也君

学務課長。

学務課長 北村 敬君

どこが集計とか、そういう分析の業務を担うのかというご質問です。

私どもがお聞きしてるのは、文科省が民間の、そういう調査、分析の会社に委託をするということ、文書でそういうふうを示されております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

問題は、国がつくって、あとは民間の業者で管理されるという、こういったことになります。そういった点では、やはり個人情報の管理は十分なのか、また、個人の成績情報が流れるリスクがあるのではないかという、そういったことが懸念されますので、ぜひ、こういったところを十分できるように、国の方にも働きかけていただきたいと思います。

それで、このテストは全員で行う、これは専門的な用語で言いますと、悉皆テストというのをやっていますが、なぜ全員で行う悉皆テストを行うのか、そういった点はどういうふうにお考えでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

これには議論がありまして、抽出でもいいではないかという、それでもよくわかると。しかし、今回文科省は悉皆をやりました。これは、文部省が、今回の義務教育の構造改革の中で、国の責任として、文部省ではナショナルスタンダードというふうないい方をしておりますけども、国の責任として国民がちゃんとして守るべきものと、学習指導要領で出た教育内容を示しました。その教育内容がどのくらい到達しているか、どのくらい習熟しているかということ調べるというのは、これは学力テストの第一の意義です。そういう学力がきちっと定着したかどうか調べるということで悉皆にしたということでございますので、それから先は、学者によっては、これは抽出でも十分データは取れるという言い方もありまじょうし、文科省は悉皆と、その程度でございますので、私たちのところは、そこ判断のしようはございません。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

この全国学力テストを発案した当時の中山文部大臣の答弁ですと、子供のころから競い合い、お互い切磋琢磨する意識を受容すると、それで必要だというふうに言ってます。つまり、結局、やっぱり競争意識、そういったものを持たせるためにというふうなことで出てきたわけなんですけど。

例えば、東京都なんかを見てみますと、やはり小学校5年生、中学2年生全員を対象としたテストを今年で3年連続やっています。そういった中で、成績の順位を公表すると、こういったことがされると、教育委員会は成績を上げるために授業時間をふやすとか、一部の授業時間をふやし、土曜補習、夏休みの短縮、それから、テスト採択の朝自習、また、放課後の補習、こういったこともやられますし、これが激しくなっていくと遠足とか文化祭が廃止されるとか、そういった問題も起こってます。

和歌山県ですと、学校ごとの結果が公表されたために、テスト前に、その対策として過去の問題練習をやるという、こういったことがやっぱり生まれてるわけです。そういった点では、芦屋町も、3年、こういったこと起きておるわけですけど、そういった点では、このような問題というのは配慮されてるんでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

競争とおっしゃいましたが、よく日本の教育は悪しき平等論というのがよく言われてまいりました。運動会で1着、手をつないでみんな1着なったというような言い方がやゆされますけど、私はそういうことは承知しておりません。ないと思っています。適切な競争はやっぱり必要だろうと。それは、私は競争ということよりも、切磋琢磨という言葉に言いかえてもらっていいと思う。お互いに競り合って頑張りましょうと、そのことが、私は非常に大事だろうというふうに思っております。

今おっしゃいましたように、芦屋町の場合にテストをやっておりますけれども、もちろん、一番私たちが大事に思っておりますのは、議員ご承知かと思っておりますけども、今回の学習指導要領が改訂されまして、評価の仕方がA、B、Cと3つの段階になりました。AとBは、それぞれの指導要領の目標におおむね到達した子どもでございます。AとBについては、Cは努力を要するという子どもたちです。問題は、ここの子どもたちにどう力をつけるかと。私たちは、そのために芦屋町では一生懸命取り組んでおります。学力向上フロンティアでも、そのあたりに視点を当てまして、今回の指導要領では、伸びる子は伸ばせ、伸びてない子はもっと伸ばせと、こういう言い方でございまして、まさにCの段階の子どもたち、努力を要する子どもたちをできるだけ目標を到達した、そういう子どもに仕上げようということが、学校の義務教育の一番大きなことで、私は国民の教養という観点からも、ぜひとも、それはやり遂げないといけないと、そのように思っております。

したがいまして、今議員おっしゃいましたように、テストなどやることによっていびつな競争意識を盛り立てて、そのために学校行事を減らすとか何とかするということは一切考えておりま

せん。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

もちろん、基本的には、わからない子どもを引き上げて、学ぶことの喜びとか、知ることの喜び、そういったものを持たせて学力を向上させるという、そういった点では、私も、当然、それをすべきだというふうに思っています。ところが、このテストによって……まあ、芦屋町がしてるっていうんじゃないですけど、町の取り方、市町村の取り方によっては、いろんな弊害も起きてるところもありますよということを言ってるわけです。ですから、芦屋町にしても、そういったことがないようにお願いしたいということです。

テストの公表という問題がありますが、例えば、このテストを公表することによっていろんなランキングとかいうことが出てきます。東京の方の足立区では、テストの公表した中で、学力テストでの成績の伸びを勘案しながら予算の配分を考えると、そういったことを区長が考えていると。もちろん、4段階の予算配分を行うとか言っとったことは、住民とか議会の反対でやめたわけですけど、それでも、やはりできるところには予算をつけますよ、できないところには予算はつけませんという、こういった教育予算をしてます。私は、反対に、できないところに予算をつけていけないというふうに思いますが、そこでは、やはり競争主義といいますか、できるところには予算をつけるという、こういったことも生まれてますので、やっぱり、ぜひ公表の問題については十分慎重に考えていただきたいと思います。

それで、市町村別の発表とか、そういったことが全国テストの中にはあるのでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

そこまでは踏み込まないと思います。これは、先ほど申しましたように、この目的は、おっしゃるように、東京の例を出されましたけれども、東京はある程度、よその市町村のことを言っただけでございませぬけれども、大変公立学校の危機感を持っていらっしゃるようになっています。というのは、やっぱり東京の方々は私立志向というふうに聞いております。ですから、どんどん私立に流れていくと、公立学校がどうも危ないという形で、そういうふうな状況が出てきておりました、幸い、芦屋には、そういう状況はございませぬ。

このテストの目的というのは、さっき申しましたように、国としての学力がどう定着してあるか、そして、それに基づいて教育機会均等をどう保障するかというために使うということが一つ。

それから、教育指導の改善、このデータに基づいて、どうやって指導したらいいのかと、また、

指導内容も含めまして、そういう指導と評価、このテスト、まさに評価でございますから。その指導と評価の一体化という言葉を使いますが、データに基づいて、どういう、じゃ、指導の方法があるのかと、そういうことも究明していくと、のようなことが主たる目的でございますから、むやみやたらと、そういう点数を開示するような話はないと思っています。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

先ほど1回目の答弁のときに、課長の方から、芦屋町でも、これを参加するという、そういった意向が出されましたが、教育委員会の中での、こういった決定はもう行われているのでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

うちの方では、そのようにしております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

教育委員会で決定されれば、そういった方向にあるでしょうが、ただ、やっぱりこれは、国自体も強制ではなくて、自主的に参加をとということを書いてました。そういった点で、私はやっぱり、こういった問題を勘案しても、やっぱり1950年代に全国一斉学力テストが行われたときに、やっぱりいろんな平均点を上げるために模擬テストが横行するとか、そういった問題が起こって、社会的な批判があって、60年ぐらいに廃止されたという経過もありますので、やはり十分な審議をされた中で、参加を取りやめるべきではないかなというふうに思っていたんですが、そういった点では、今後、この全国テストが実施されてから結果の公表とか、また、競争主義が高揚するとか、そういったことがないように、ぜひ教育委員会としても尽力を尽くしていただきたいと思います。

続いて、県の学力テストの問題について移りますけど、当初平成15年、16年には県の学力テストは2,000人程度の抽出で行われたというふうに聞いておりますが、芦屋町はどうやったのでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

芦屋町は、これは対象が5年生と中学2年生でございますけど、全員受けております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

15年から町独自の予算をつけて、全員やったということですね。それ、先ほども教育長も言われましたけど、やはり学力の傾向、こういったことを把握するのであれば、私は抽出調査、これだけで十分ではないのかなあという気もするんですけど、こういった県の学力テストの結果というのは、公表されてるんでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長。

教育長 中島 幸男君

公表という意味をどう解釈するかですが、データをもらっておるかという意味なら、データはもらっております。そういう意味での公表なら、これを外にわあっと広げているという話では、先ほど課長も答弁しました4県でやっています。だから、4県の平均点だとか、それから、期待正答率というんがあるんですが、そのあたりは公表しています。

議長 本田 哲也君

川上議員、残り時間残り5分です。

議員 5番 川上 誠一君

私が聞いたのは、これ自体が、例えば福岡県内でランキングされとるんではないかと、そういったことを聞いたわけです。

教育長 中島 幸男君

それはありません。

議員 5番 川上 誠一君

それはないですね。わかりました。

やはり、先ほどからも言われてますように、そもそも学力というのは、1回の正答率で計れるものではないというふうに思っています。点数競争や人との競争ではなく、わかる喜び、納得するまでの充実感を体得した子どもこそ、本物の学力をつけていくのではないかと私は思っています。そのための、やはり少人数学級、こういったことに整備することこそ、行政の仕事だというふうに思います。そういった点で、今後、やっぱり、この学力テストについても、十分やっぱり競争教育につながらないように配慮をしていただきたいというふうに思っています。

最後に、それでは、なぜ私がこういった学力テストの問題とかを聞いたと言いますと、やはり、きょうの朝の論議でもありましたように、いじめの問題との関係です。ですから、確かに、こう

いった芦屋町だけの問題でなしに、全国的な日本の過度の競争教育が行われている、特に、東京とかありますけど、そういったところでは、いじめの温床になっているのではないかと、この学力競争教育というのが。国連の子どもの権利委員会、ここが、日本の子どもたちが過度の競争教育によってストレスにさらされ、発達をゆがめられていると、数度にわたって日本政府に勧告しています。

北海道大学の研究グループが、小・中学生のうつ傾向、ストレス傾向について調査していますが、これによると「何をしても楽しくない」、「生きていても仕方がないと思う」などうつ病となるリスクのある子は小・中学生の平均で13%、中学生では30%というふうに及んでいると言っています。その原因はさまざまだと思いますが、やはり学校教育において競争に追い立てること、こういったことが考えられます。

福岡県では、やっぱり国に先駆けて一斉学力テスト、そういったことも行って、やっぱり学力テストで点数競争を経験した子どもたちに対して、ストレスを増大させているというふうに私は思うんですが、こういったこと自体やっぱりあってはならないことだというふうに思いますが、そういった点では、こういった子どもにストレスを与えるべきではないというところではどうなんでしょうか。

議長 本田 哲也君

教育長、もう残り2分ぐらいですので、手短にお願いします。教育長。

教育長 中島 幸男君

学力を与えることがストレスにつながるかどうかという話はよく私も検証したことがありません。人間やっぱり切磋琢磨しながら、適度な緊張というのは必要ではないかと、そういうふうに考えております。

議長 本田 哲也君

川上議員。

議員 5番 川上 誠一君

芦屋町においては、先ほども言いましたように、一般的に中間テスト、期末テスト、それと、民間の業者テスト、そういったものもやってると思いますし、また、これに県の学力テスト、そして、今度は国の学力テストと、こういったふうにテストがやっぱりふえていくわけです。そういった点では、やはりストレスにさらされてから、やっぱり発達がゆがめられている。そして、これがやっぱりいじめとか自殺、不登校、そういったものにつながる傾向というのはあると思いますので、ぜひ芦屋町の教育行政においては、こういったことがないように十分配慮されて、励んでいただきたいというふうに思っています。

以上で、一般質問を終わります。

議長 本田 哲也君

川上議員の一般質問は終わりました。